第42回原子力委員会定例会議議事録(案)

- 1.日 時 2005年10月18日(火)10:30~11:35
- 2.場所中央合同庁舎第4号館7階共用743会議室
- 3.出席者 齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員 内閣府

戶谷参事官、森本企画官、赤池参事官補佐、池田主査 外務省

軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室 小溝室長

4.議題

- (1)前回議事録の確認
- (2)特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物 の最終処分に関する計画について(答申)
- (3)京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(臨界実験装置の変更)に ついて(答申)
- (4)平成18年度原子力関係経費の見積りについて
- (5)核テロ防止条約及び核物質防護条約について
- (6)その他

5.配布資料

- 資料 1 1 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性 廃棄物の最終処分に関する計画について(答申)(案)
- 資料 1 2 特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画の改定について
- 資料 2 1 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(臨界実験装置の変更)について(答申)(案)
- 資料 2 2 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(臨界実験装置の変更)の概要について
- 資料 3 平成 1 8 年度原子力関係経費の見積りについて(案)
- 資料4-1核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(仮

称)(概要)

資料4-2 核物質の防護に関する条約(概要)

資料4-3 (仮訳文)核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約

資料 5 第40回原子力委員会定例会議議事録(案)

資料 6 第 4 1 回原子力委員会臨時会議議事録(案)

6.審議事項

(1)これまでの議事録の確認

事務局作成の資料5の第40回原子力委員会定例会議議事録(案)資料6 の第41回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。

(2)特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の 最終処分に関する計画について(答申)

標記の件について、内閣府戸谷参事官及び池田主査より資料1-1及び1-2に基づいて説明があり、以下のとおり発言があった。

(齋藤委員長代理)ご承認いただいたということで、本案により答申させて いただく。

(3)京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(臨界実験装置の変更)について(答申)

標記の件について、内閣府戸谷参事官及び池田主査より資料 2 - 1 及び 2 - 2 に基づいて説明があり、以下のとおり発言があった。

(木元委員)臨界実験装置の大きさはどのくらいのものか。資料2-2、図-3の概念図はサイズが記されていない。こういう実験装置は素人が図だけを見ても大きさが分からない。またこの装置は固定されているのか。昨日福井で行われたパネルディスカッション「21世紀の原子力発電をどう考えるか~生活者の目から~」でもテロのことを話題にする人が多かった。また、テレビでもテロによってメルトダウンが引き起こされるといったこ

とが放送された。この原子炉実験所についてもテロ対策はどうなっているのかを聞く人がいると思う。侵入経路などは厳重に警備されているが、さらに、とても持っていける設備ではないことが素人にも理解いただけるとよいので、大きさについて説明があるとよいと思う。

(齋藤委員長代理)図-3にスケールが入っていないということか。私も正確な数字を承知しているわけではないが、常識的には1.5メートルくらいであろうと思う。後ほど事務局で調べて木元委員へお答えいただきたい。本件については、これでよいと思うので、本案にて答申させていただく。

(4)平成18年度原子力関係経費の見積もりについて

標記の件について、内閣府赤池参事官補佐より資料3に基づいて説明があり、以下のとおり発言があった。

(齋藤委員長代理)今回決定した原子力政策大綱が求めているものが何であり、それに対し各省が平成18年度にどのような取組を行うかを、大綱に沿って整理したということか。従って、大綱で求めているもの全てが平成18年度の取組で満たされているわけではなく、また、例えば、もんじゅが「エネルギー利用」と「原子力研究開発の進め方」の両方の項目に記載されるなど、重複して計上されているとの解釈で良いか。

(赤池参事官補佐)そのとおりである。

- (前田委員)安全対策については、 1ページの「安全対策」が安全対策 全体についての予算であり、例えば「核燃料サイクル」の安全対策など、 それぞれの分野の安全対策はそれぞれの分野ところにも重複計上されてい るのか。
- (赤池参事官補佐)そのとおりであり、「安全対策」の中で全体の安全対策の 1つとして記載されるとともに、各分野の項目にも重複して記載されてい る。これらの数字については、現在、財務省に概算要求し予算調整をして いる段階であり、政府予算案がまとまり配分計画をまとめる際に数字の再 整理をする。
- (前田委員)事務局がかなり努力されたと思うが、こういうまとめ方をしていただくと大綱との対応がはっきり分かり、参照しやすい形になっていると思う。
- (木元委員) いつも思うことだが、前年度までは長計(原子力の研究、開発

及び利用に関する長期計画)に沿い、今回からは大綱に沿った形でこれらの予算が計上されているが、これらが本当に妥当な数字なのかが分かりに くい。今後これら数字の妥当性については財務省での評価があると思うが。

- (齋藤委員長代理)それらの取組の大半は単年度で終わるものではないので、 全体を見なければ妥当性を判断することは難しい。
- (前田委員)予算額そのものが妥当かという判断は我々では無理かもしれないが、大綱を作る時に様々な議論をしたものが、しっかり取組として取りまとめられているかどうかがわかると思う。
- (齋藤委員長代理)そのとおりと思う。例えば、 10ページに大綱の概要として、「放射線医療分野の専門家の数が不足していることから、国、大学、研究開発機関等は、医学分野・工学分野間の連携を考慮しつつ、その育成・確保に努めるべきである。」と書かれているが、はっきりとこれに対応する概算要求が挙げられているわけではない。我々としてはそういうことに注意し行政庁に喚起していくことも一つの仕事かと思う。
- (町委員)金額で全て優先度が決まるわけでは無いが、一つの指標ではあるので、安全対策や放射線利用など、分野ごとの予算額を一つの表などで見られるとよいと思う。
- (齋藤委員長代理)額が確定した時に円グラフなどを作ればよいと思う。
- (木元委員)それを作ったとしても、額が妥当なのかということは我々には 判定が難しいと思う。まずは理念がきちんと書いてあればよいと思う。
- (町委員)確かに理念が一番大事だと思う。
- (齋藤委員長代理)個々の研究開発の施策について、進捗に応じて行政庁が 評価したものを受けて我々が議論するという場もあるかと思うので、そう いった場でさらに議論をさせていただければと思う。
- (木元委員) 10ページの「人材の育成・確保」について、昨日の福井でのパネルディスカッションでもかなり言われたことに相当するのが、平成18年度の取組の最後の項目である。その3行目に、「メンテナンス人材について、地域のニーズや多様性を踏まえつつ、個別企業の枠を超えた育成への先進的取組に対し支援を行う。」とある。昨日は「地域がもっと貢献できるよう、地域に密着した形で人材育成を行って欲しい。」、「地域の雇用はその場限りではなく、常に雇用されている形を取っていきたい。」という意見がかなりあった。ここには「地域のニーズや多様性を踏まえつつ」と明確に書かれているので、大変よいと思う。
- (齋藤委員長代理)それではご承認いただいたということで、本案により決定させていただく。

(5)核テロ防止条約及び核物質防護条約について

標記の件について、外務省小溝室長より資料4-1、4-2及び4-3に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(前田委員)核物質防護条約は、従来、核物質の国際輸送が対象であり、これは見方によっては当時国際輸送をしていた我が国が対象であったと解されたが、そこから改正等の話が広がってきた。核テロ防止条約は国連が、核物質防護条約はIAEA(国際原子力機関)が中心となって検討されるなど、色々経緯があったと思うが、両者は本来なら一つにした方が分かりやすいと思うが、それができなかったのは政治的な理由等があったのか。

それから、「国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であって、国際人道法によって規律されるものは、この条約によって規律されない。また、国の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この条約によって規律されない。」と書かれているが、国が核物質を悪用しようとする場合についてはジュネーブ条約等で規定されているのでここからは外されているということか。また、これを補うために、資料4 - 2の4 .(2)(八)に「この条約のいかなる規定も、平和的目的のために使用されている核物質又は原子力施設に対する武力の行使又は公使の脅威に法的許可を与えるものと解してはならない。」と、国もそういう行為をしてはいけないといったことをわざわざ書いてあるのか。

(小溝室長)この辺は先程の説明から省いたが、核物質防護条約の改正および核テロ防止条約の採択において、相当期間審議が止まった理由は、「軍隊の行為については、2重規制を避けるため、ジュネーブ条約、国際人道法で専門的に規制すべき。」という考えと、「平和利用の施設である以上は軍隊によって攻撃されることがあってはならないということを、ジュネーブ条約だけではなく、ここでもきちんと規定したい。」という考え方があり、両者の調整に時間がとられたためである。結果的には、軍隊の行為についてはジュネーブ条約で規制する、ただし、ここで規制しないからといって武力行使してもよいと言っているわけではないということを念のために書くこととなった。

最初のご質問の点については、それぞれ国連とIAEAが中心となって

検討したこと、核テロ防止条約はロシアが支持していたことなどもあり、 当初は一本化すべきという動きも少しはあったが、色々な事情から、2つ の条約を設けてその間に矛盾がないようにするのが具体的に進めるのに適 当ではないかという現実的な判断がなされた。両者に矛盾が生じないよう に、規制が困難になることがないように配慮して交渉している。

- (前田委員)核物質防護をしなければならない当事者は、条約が二つあると 解釈が難しくなるのではないかという気がする。
- (小溝室長)二つ一緒にご説明した背景として、関係省庁と一緒になって、 二つの条約を一緒に担保出来るような法律改正が必要だと考え、今議論を している。我々の方できちんとした対応が出来るように進めている。
- (齋藤委員長代理)原子力事業者にとってみれば、原子炉等規制法と放射線 障害防止法に両方入ってくることになるのか。
- (小溝室長)そのとおりである。
- (齋藤委員長代理)前田委員もご心配されたように、両方がだぶっているところが相当あるような気がする。少し前に設計基礎脅威という概念を原子炉等規制法に追加した。また、今回の条約には「不法かつ故意に」という要件もあり、そこの見分けもなかなか難しいように思う。事業者としてもその辺をどう対応したらよいかという問題も考えられ、事業者が対応すべきことを国内法ですっきりと一本化していただきたいと思う。
- (小溝室長)我々としても、そこの所はなるべく単純明快にできる様に考えている。設計基礎脅威については、INFCIRC/225(核物質防護に関するIAEAガイドライン)の勧告による対応であり、核物質防護条約の体制の中の一つの考え方として盛り込まれるが、これも含めてわかりやすくしたいと考えている。
- (町委員)輸送中の警備は陸上に比べて難しいと思われるが、国際輸送中の テロに対する防護は国際的になされるのか。また、国際条約の観点からす れば、各国の核物質防護の規則と我が国のものとの整合性が必要であると 思うがどうか。
- (小溝室長)国際輸送の問題は1979年に核物質防護条約が作られた背景でもあり、すでに厳重な対応が取られている。米国の政府の関係者と最近話をしたが、米国では武装組織が攻撃してくることを前提として演習を頻繁に行っているとのことである。その人の目から見ても我が国の放射性物質輸送は30年以上無事故で来ており、かなり十分な対応がされていると言っていた。我が国は必ずしも今回の改正で国際輸送の基準を強化するのではなく、国際的な義務として国内にそれと同じような基準を設けるもの

と理解している。

条約の改正はなかなか大変であり、核物質防護条約は1979年にできてから今回が初めての改正になる。一方、IAEAの勧告は事情に応じて随時改正され、INFCIRC/225は今回が第4改正である。それらを踏まえて、基本的には加盟各国とも国際的な防護の基準はIAEAの勧告を一つの目安にしている。もちろん国内法の制度はそれぞれ違うが、実際の防護の方法等はIAEAの勧告に基づいていると思う。

(木元委員)核物質の対応に限らず、衛星を使ったナビゲーションシステムによる監視体制は緻密に出来ている。輸送船に海賊が乗り込みにくいよう、船体の高さを喫水線以上の何メートルにするという内規もある。国内的にも国際的にも厳しくなっている。この前根室沖でサンマ漁船が衝突されたが、すぐにイスラエル船籍の貨物船と特定できるぐらいに徹底しており、特に核物質の輸送に関してはもっと厳しいであろうと予想できる。

核テロ防止条約の資料4-1、3.(9)に発効のためには22カ国の批准が必要といったことが書かれているが、今何カ国ぐらいが批准しているのか。

- (小溝室長)9月に署名したばかりなので、まだ批准している国はない。2 2ヶ国であれば主要国が批准すれば足りるので、おそらく1年程度のうちに達成すると考えられる。我が国としても主要国と歩調を合わせてきちんと対応できるよう関係省庁と議論している。一方、核物質防護条約については、締約国が現在114カ国であり、その2/3である70数カ国が批准しないと発効しない。ただし、今回の核物質防護条約の改正の目的の一つは、先進国はIAEAの勧告に従ってきちんと対応するが、開発途上国がそれに対応せず、それをテロリスト等が狙うといったことを防ぐため、開発途上国に法的義務を課すことである。我が国は発効しなくてもきちんと国際水準を達成する。
- (齋藤委員長代理) この 2 2 カ国という数字はどこからきたのか。
- (小溝室長)同様の条約の先例にならっていると思う。
- (町委員)資料4-1の3.(8)「放射性物質の返還等」に「当該放射性物質等の帰属する締約国等の関係締約国に返還等される」とあるが、どこから来たかわからない場合は、IAEA等の国際機関が引き取るといった取り決めはないのか。
- (小溝室長)そういった取り決めは無く、この条文の方にも色々書いてあるが、基本的には国際的な交渉で決まるということである。例えば、核兵器の場合は、不拡散の観点から、核兵器国に持っていって処分するのが順当

だろう。

- (町委員)放射性物質や核物質が不法に持ち込まれ、放置されてしまった国が、国際的に交渉して解決するということか。
- (小溝室長) どこから来たかわかればそこへ返すであろうし、要らないから そのまま置いておいて下さいと言う場合もあるだろうし、その辺は交渉マ ターである。いずれにせよ保管する国は核物質防護、安全管理、保障措置 をきちんと実施し、国際法上の義務を守らなければならない。
- (齋藤委員長代理)その辺は条約にきちんと書いてある。
- (小溝室長)そのとおりである。説明は省略したが、きちんと書いてある。
- (齋藤委員長代理)ご指摘があったように、原子力事業者として対応しやす い形で国内法をまとめていただきたいと思う。
- (小溝室長)関係省庁と協力しながら進めていく。

(6)その他

・事務局より、10月25日(火)に次回定例会議が開催される旨、報告が あった。